議員提出議案第2号

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び三鷹市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年9月1日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

| 提出者 | 三鷹市議会議員 | 寺 | 井 | | 均 |
|-----|---------|---|---|----|----|
| 賛成者 | " | 渥 | 美 | 典 | 尚 |
| " | JJ | 石 | 井 | 良 | 司 |
| " | IJ | 赤 | 松 | 大 | _ |
| " | JJ | 谷 | 口 | 敏 | 也 |
| " | JJ | 大 | 城 | 美 | 幸 |
| IJ | " | 野 | 村 | 羊 | 子 |
| IJ | " | 半 | 田 | 伸 | 明 |
| IJ | " | Щ | 田 | さと | ニみ |
| " | JJ | 成 | 田 | ちて | ハろ |

三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例(昭和42年三鷹市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書を削る。

第8条第1項中「は、議長が会議に諮って指名する。」を「の選任は、議長の指名による。」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「会議に諮って」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

第8条第4項中「第2項」を「前項」に改める。

第14条第1項中「議会」を「議長」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

委員の選任方法を改めるとともに、規定を整備するため、本案を提出します。

改正後 改正前
○三鷹市議会委員会条例 ○三鷹市議会委員会条例 昭和42年3月29日 昭和42年3月29日

条例第9号

第1条~第4条 省略

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選 任の日から起算する。

第6条、第7条 省略 (委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員 (以下「委員」という。) <u>の選任は、議長の指</u> 名による。

- 2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。
- 3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該 委員の委員会の所属を変更することができる。

4 <u>前項</u>の規定により所属を変更した常任委員 の任期は、第3条第3項の例による。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第9条~第13条 省略

第1条~第4条 省略

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

条例第9号

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。<u>ただし、任期満了による</u> 改選が任期満了の日前に行われたときは、その 改選による委員の任期は、前任の委員の任期満 了の日の翌日から起算する。

第6条、第7条 省略 (委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員 (以下「委員」という。) <u>は、議長が会議に諮って指名する。ただし、</u>閉会中においては、議 長が指名することができる。

- 2 議長は、常任委員の申出があるときは、<u>会議</u> に諮って当該委員の委員会の所属を変更する ことができる。<u>ただし、閉会中においては、議</u> 長が変更することができる。
- 3 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
- 4 <u>第2項</u>の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項の例による。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第9条~第13条 省略

第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しよ うとするときは、<u>議長</u>の許可を得なければなら ない。

第15条~第31条 省略

付 則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。 (中略)

附 則(令和元年7月4日条例第2号)

この条例は、三鷹市組織条例の一部を改正する 条例(令和元年三鷹市条例第3号)の施行の日から 施行する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係) 省略

- 第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しよ うとするときは、<u>議会</u>の許可を得なければなら ない。<u>ただし、閉会中においては、議長が許可</u> することができる。
- 2 前項ただし書の規定により議会運営委員及 び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、 その旨を次の議会に報告しなければならない。

第15条~第31条 省略

付 則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。 (中略)

附 則(令和元年7月4日条例第2号)

この条例は、三鷹市組織条例の一部を改正する 条例(令和元年三鷹市条例第3号)の施行の日から 施行する。

別表(第2条関係) 省略